

軽自動車の登録・廃車手続きについて（ご案内）

◎軽自動車等を取得・譲渡・廃車・住所変更等をしたときは下表のとおり手続きを行ってください。

その際、窓口に来庁される方の本人確認書類をお持ちください。

納税義務者本人又は同一世帯の親族以外が手続きに来庁される場合、委任状が必要となる場合があります。

車種	申告(手続き)場所	申告内容	必要なもの
◆特定小型を含む 原動機付自転車 (排気量 125cc 以下)	山鹿市役所 ・市民課43-1169 各市民センター ・鹿北32-3111 ・菊鹿48-3111 ・鹿本46-3111 ・鹿央36-3111	新規登録	・車名・車台番号・総排気量が明記されているもの ・販売証明書または譲渡証明書
		名義変更	・譲渡証明書
		車体変更	・車名・車体番号・総排気量が明記されているもの ・販売証明書または譲渡証明書
		廃車	・ナンバープレート
◆ミニカー (排気量 50cc 以下)			
◆小型特殊自動車 (農耕作業用など)			
◆三輪・四輪の軽自動車 (排気量 660cc以下)	軽自動車検査協会 ・050-3816-1758 ・熊本市東区東本町 16-3	左記へお問合せください 軽自動車検査協会のホームページ➡	
◆軽二輪 (排気量 125cc超 250cc以下)	熊本運輸支局 ・050-5540-2086 ・熊本市東区東町 4-14-35	左記へお問合せください	
◆二輪の小型自動車 (排気量 250cc超)		熊本運輸支局のホームページ➡	

◎納税義務者の方がご逝去された場合、上記の申告(手続き)場所にて、「名義変更」か「廃車」を行ってください。手続きが行われる前でも、納税通知書を届けるために、市が、「納税義務者」のみ変更を行う場合があります。

※お亡くなりになられた納税義務者の方が所有していた車両を、継続使用する場合は「名義変更」、使用しない場合は「廃車」となります。

車両自体を解体(スクラップ)した場合や、業者へ売却した場合も、上記の手続きは必要となります。

手続きが行われていない場合、翌年度以降も課税されますのでご注意ください。

なお、手続きが行われていない場合は、納税義務者のみ「相続人代表者」に変更し、納税通知書を送付します。

※「名義変更」で新たに所有される方が山鹿市外の方の場合

原付やミニカー、小型特殊自動車の定置場所(主に車両を駐車する場所)が山鹿市外になる場合は、

山鹿市ナンバーの返納(廃車)及び新しく定置場所になる自治体でのナンバーの交付(登録)が必要になります。

■小型特殊自動車について

○ 農耕作業用自動車を取得した時には、**道路の走行有無にかかわらず**、車両の登録が必要です。

(事業用に使用する車両の税金は、事業所得の必要経費で計上できます。)

○ 登録の際には、カタログ等車両の構造等が記載されたものをご用意ください。

種類	構造等	速度	年税額
農耕作業用	農耕作業用(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等)で 乗用装置のあるもの ※大きさや排気量の制限無し	35 km/h 未満	2,400 円
その他	農耕作業用に該当しないフォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、林内作業車、草刈作業車等) 長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下	15 km/h 以下	5,900 円

※農耕作業用で「熊本 99」など運輸支局から交付されたプレートの付いた大型特殊自動車の廃車等をする場合は、**運輸支局(050-5540-2086)と本市の両方へ申告が必要になりますので、ご注意ください。**

問い合わせ先 山鹿市役所税務課 (0968-43-1120)